

令和 8 (2026) 年度栃木県産農産物情報発信業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する栃木県産農産物情報発信業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

栃木県には、生産量日本一のいちごだけでなく、首都圏を中心に日々の食卓を支える高品質で多彩な農産物があるものの、それらに対する消費者の認知度や購入意欲は低い。そこで、栃木県産農産物全体の認知度向上や購入促進を図るために、令和 7 (2025) 年 3 月に策定した「栃木県産農産物ブランド化推進方針」（以下「方針」という）に基づき令和 8 (2026) 年 1 月に栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」（以下「ロゴマーク」という。）及び栃木県産農産物魅力発信ポータルサイト「とちぎ育ち」（以下「ポータルサイト」という。）を作成し、これを活用しながら品目横断的な PR を展開することとしている。

本業務では、ターゲットを明確にしたデジタルマーケティングの手法を用いて、ロゴマークをキービジュアルとした広告を配信し、ポータルサイトへのアクセスやイベント及びキャンペーンへの参加を促進することで、栃木県の様々な農産物に関する興味を醸成させ実際の購買へつなげることにより、栃木県産農産物の認知度向上及び消費拡大を図る。

2 業務内容

(1) 共通事項

ア コアバリュー

以下の県産農産物に共通して核となる価値（コアバリュー）を踏まえ、県産農産物の魅力及び県産農産物を育む背景について、各業務において総合的に訴求すること。

①根底にある価値：自然と人がつくる信頼感

- ・ 農業に適した自然環境（きれいな水、広大な農地、さんさんと輝く太陽）
- ・ その自然環境のもとで育つ農産物
- ・ まじめで誠実な生産者が手間を惜しまず育てているという信頼

②機能的価値：日常に使いやすい品質

- ・ 首都圏への近さによる高い鮮度や輸送コストを抑えた日常使いしやすい価格帯
- ・ 多彩な品目により一年を通じて手にすることができる
- ・ 安定供給により「いつでもある」という存在感

③情緒的価値：日常をうれしくする身近な存在

- ・ 季節を感じることで旬の食材
- ・ 農業・農村を日帰りでも楽しめる近さ

④その他

方針及びロゴマークについても併せて参照すること。

方針 : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/g03/brandpolicy.html>

ロゴマーク : <https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/about/>

イ ターゲット

下記ターゲット及びペルソナを踏まえて実施すること。

①ターゲット

首都圏在住女性（25 歳～44 歳）

②ペルソナ（特に重視するターゲット）

- ・ 首都圏在住 20 代～30 代女性
- ・ 未就学児を育てながら就業
- ・ 食事は基本的に自炊で、平日の負担軽減を強く意識（経済性や手間を意識）
- ・ 子どもの食べやすさや栄養バランスを重視し、好き嫌いに関心がある

- ・ 家族で楽しめる食体験に前向き
- ・ 主な購入場所：スーパー、宅配サービス、ドラッグストア
- ・ 主な情報接触チャネル：SNS（Instagram）、ママ友、知人、店頭表示

(2) デジタルを活用した情報発信業務

ア 基本事項

- ・ (1)イに記載のターゲットに対し効果的な広告を配信し、ポータルサイトへ誘導することで、県産農産物及びロゴマークへの興味・関心を醸成し、購買行動へ誘導することを目的とすること。
- ・ 広告媒体は、検索連動広告やディスプレイ広告などとし、リマーケティングや類似配信を検討すること。広告媒体を提案する場合は、当該広告配信がランディングページ（以下、「LP」という。）への誘導に効果的である根拠を明確に示すこと。
- ・ ターゲットに応じた広告物の制作を行うこと。ディスプレイ広告に掲出する画像又はアニメーション等（以下「クリエイティブ」という。）は、目的に応じて、趣向、素材、コピー等が異なるものを作成すること。
- ・ 広告実施の際は、目的が達成されるような最適化ポイントを設定すること。
- ・ 広告からのランディング先については、ポータルサイト内に甲が作成する特集ページとすること。なお、本業務における事業効果の最大化や、広告配信の効果検証のために必要となる内容等があれば提案すること。
- ・ クリエイティブの作成に係る写真素材等を使用する場合の準備に関して、その一切の調整及び許認可等の諸手続は、乙が行うこと。

イ ターゲット

首都圏在住女性 25～44 歳

ウ 広告配信実施期間

令和 8 (2026) 年 7 月～令和 9 (2027) 年 3 月までとする

エ 目標設定 (KPI 等)

LP における EC サイトへ遷移させるリンククリック数の目標値 3,000 件を下限とし提案すること。

その他、事業の目的の達成を図るために適切であると考える達成目標を提案すること。

オ LP

ポータルサイト内の「特集記事 (<https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/feature>)」内に制作するページを LP とする。なお、LP については 2 (3) に記載の EC サイトへ遷移させる内容とし、提案すること。

カ 効果測定及び報告業務

- ・ 広告配信開始 1 週間程度を目安に、原則として対面によるミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。その後は 2 週間に 1 回以上隔週レポートとして広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等を提出すること。また、甲から求めがある場合には、随時、報告書を作成し、提出すること。
- ・ 報告にあたっては、原則として、オンライン又は対面により甲とミーティングを行うこと。ミーティングを対面で行う場合は、原則として甲の所在地にて実施すること。
- ・ 甲が広告の実施状況を随時確認できるよう、広告管理システムの閲覧権限等を甲へ付与し、ID 及びパスワード等、閲覧に必要な情報を提供すること。なお、広告プラットフォームの性質上、閲覧権を付与できない場合は、代替策を確保すること。

(3) EC サイトへの誘導

- ・ ポータルサイト内の「特集記事」のページ (LP) に新たに特集記事を 1 ページ作成し、当該ページ内で、栃木県産農産物を取り扱う EC サイトへ誘導するための導線を作成すること。
- ・ 当該ページ内に掲載する EC サイトは下記のものとし、その他消費者が県産農産物を

購入しやすいプラットフォームを提案し、掲載すること。

J Aタウンとちぎ新鮮倉庫：<https://www.ja-town.com/shop/c/c3101/>

楽天市場やAmazonなどのECサイト

各ふるさと納税サイト

(4) プレゼントキャンペーンの実施

ア 実施要件

実施時期・回数 夏期（7～8月頃）、秋期（9～11月頃）及び冬期（12～2月頃）
にそれぞれ1回以上

目標参加者数 2,000名（総数）

イ 実施内容

- ・ キャンペーンの企画及び運営を行うこと。
- ・ ポータルサイト内の「特集記事」のページ（LP）に新たに特集記事を1ページ作成し、当該ページ内で、栃木県産農産物のプレゼントキャンペーンを実施すること。
- ・ キャンペーンの景品を、甲と協議して選定すること。
- ・ キャンペーン実施に伴う景品の手配、調達、抽選及び発送を行うこと。
- ・ キャンペーン参加者の属性等のデータ及び個人情報の管理を行うこと。
- ・ 甲がキャンペーンの内容をポータルサイトに掲載するために必要な情報を、計画的に甲に提供すること。

3 その他業務実施に際しての留意事項

(1) 総括責任者の配置

- ・ 乙は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。
- ・ 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。

(2) 業務及び結果等の管理

- ・ 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、甲に提出すること。
- ・ 各種アカウント、タグマネージャー等の取扱いについて、「(別紙) デジタルプロモーション実施時における留意事項」を遵守すること。

(3) 権利等

- ・ 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て甲に移転すること。
- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・ 納品するクリエイティブに関する著作権肖像権等の権利は、甲に帰属するよう整理すること。
- ・ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・ 乙は、甲が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

(4) その他

- ・ 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・ 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・ 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- ・ 甲は、必要に応じ、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・ 各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。

- ・ 見積書や請求書の作成に当たっては、業務の透明性を確保するため、「広告配信費（広告配信原価）」、「広告管理運用費」、「クリエイティブ等作成費」、「分析レポート費」、を別立てで計上すること。
- ・ 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合は、この限りでない。

4 提出物

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・ 広告運用計画及び実施工程表
- ・ 総括責任者通知書
- ・ その他甲が必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ・ 実績報告書（A4判（紙及びPDFデータ））
- ・ 制作したクリエイティブを収めたDVD-ROM
- ・ その他甲が業務確認に必要と認める書類

(3) 提出場所

栃木県農政部経済流通課農産物ブランド推進班

5 業務委託料の支払

委託料の支払は、事業完了検査後の精算払とする。

6 その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲と乙が協議の上、定めることとする。
- ・ 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。